

大船渡市例規データベース維持更新等業務 企画提案募集要領

令和5年12月

大 船 渡 市

大船渡市例規データベース維持更新等業務企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「市」という。）が実施する大船渡市例規データベース維持更新等業務に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

本業務は、市の例規、国の法令等に係るデータベースを構築し、職員が法令改廃情報等の検索及び閲覧並びに条例作成等の法制執務を可能にすることにより、事務の迅速化及び法務能力の向上を図ること、また、ホームページを通して市の例規を公開することにより、市民への情報公開の推進を図ることを目的とするものである。

本業務の実施に当たっては、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

大船渡市例規データベース維持更新等業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

構築業務：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

利用期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額（上限額）

3,140,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

※システム構築、データ取込作業等の構築業務が伴う場合、システム利用開始前に生じる回線利用料、保守料等の継続費用も含めること。

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を示す金額であり、提案価格はこの額を超えてはならない。

(5) 契約方法

プロポーザルによる随意契約

3 参加資格

企画提案に参加できるものは、以下の条件を全て満たすものとする。

(1) 東北管内に本店・支店・営業所等を有すること。

(2) 本業務の内容と同種又は類似する業務を行った実績を有していること。

(3) 租税公課の滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者と関わりがないこと。

4 提案手続

内 容	期日等
募集要領等の公表（HP上）	令和5年12月26日（火）
質問受付期間	令和5年12月26日（火）から 令和6年1月5日（金）午後5時まで
参加申込書等の提出期限	令和5年12月26日（火）から 令和6年1月9日（火）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和6年1月22日（月）午後5時まで
書類審査及び契約相手候補の決定	令和6年1月26日（金）予定
結果通知	令和6年2月上旬予定 大船渡市ホームページにて公開する

※提出物等を担当部署に持参する場合は、上記期間中（土日祝祭日を除く。）午前8時30分から午後5時までに持参すること。

(1) 提案募集の期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月22日（月）午後5時まで

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

ア 期 限 令和6年1月5日（金） 午後5時

イ 方 法 質問書【様式1】により電子メールで受け付ける。

ウ 連絡先 ofu_soumu@city.ofunato.iwate.jp

エ 回 答 回答については、随時、市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

ア 期 限 令和6年1月9日（火） 午後5時（必着）（持参又は郵送）

イ 提出物及び部数

提出物	部 数
参加申込書【様式2】	正本（押印されたもの）1部、写し8部
参加申込者の概要が分かる資料（パンフレット可）	9部
過去に受託した同種又は類似業務の経歴が分かる資料	9部

ウ 提出先

〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

大船渡市総務部総務課 宛て

エ 留意点

(ア) 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。

なお、提案を辞退した場合においても、市で実施する入札には一切影響が無い。

(イ) 1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

ア 期 限 令和6年1月22日（月）午後5時まで

イ 提出物

提出物	部 数
企画提案書【様式4】	9部

事業者の概要【様式5】	9部
執行体制図（任意様式、2ページ以内）	9部
業務実施方針及び計画書（任意様式） （システムやサポートに関すること、移行作業が伴う場合の実施手順に関すること等を記載すること。）	9部（両面印刷）
見積書（任意様式） ※各システムにおいて、IP認証又はログインID・パスワード等のセキュリティ機能により、ライセンス数に制限がある場合は、内訳書に記載すること。 なお、各システムのライセンス数についても提案内容に含まれること。	正本（押印されたもの） 1部、写し8部
応募資格に係る申立書【様式6】	正本（押印されたもの） 1部、写し8部
定款	9部
財務状況の分かる直近の書類	9部
租税公課を滞納していないことが分かる直近の公的証明書類（租税公課の納税証明書等）	正本（押印されたもの） 1部、写し8部
その他提案企画の説明に必要な資料	9部

ウ 提出先 (3)ウと同じ

エ その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) 書類審査及び契約候補者の決定

ア 提出された書類について、企画提案選考委員会において内容を精査し、契約候補者を選定する。

なお、最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

《審査基準》

審査項目	審査の視点
システムに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 履歴管理が充実しており、使いやすさ、見やすさ等の工夫がされているか。 全国の自治体例規を検索及び閲覧することができ、例規改正における参考資料となるか。 システムで作成した例規案に対し、用字用語、引用関係等の審査が行えるか。 アクセスが集中する場合でも、安定的にシステムを行えるか。
サポートに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 法令や制度改正に伴う例規整備に関する情報をいち早く提供しているか。 県内及び近隣自治体の動向等について、直接訪問による情報提供があるか。 操作研修、問合せ先等のシステムサポートは充実しているか。 例規システムへの改善要望には応じることができるか。 法改正、例規整備対応、法制執務等について、営業担当者が相談に対応できるか。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> 積算単価及び数量は妥当なものであるか。 提案内容と整合性があるか。
その他	本業務の遂行に当たって有用な提案はあるか。

イ 企画提案書その他の提出書類、プレゼンテーション等の内容について、企画提案選考委員会で審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、提案者が1者の場合も審査を実施し、当該提案内容が一定の評価点数を超えた場合に限り、当該提案者を優先交渉権者として決定する。

(ア) 実施日

令和6年1月26日(金) 予定

※詳細は参加申込書に記載されたメールアドレスに別途通知する。

※提案者が多数の場合、上記に加え、別の実施日を設けることがある。

(イ) 場所

大船渡市役所本庁舎を予定

(ウ) 実施時間

時間は60分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
準備	5分
プレゼンテーション(※システムの操作説明を必須とする。)	40分
質疑応答	10分
片付け	5分

(エ) 留意事項

- ・プレゼンテーションは、業務提案書の受付順に実施する。
- ・プレゼンテーションにおける説明は、業務提案書に記載した内容に限るものとし、資料の追加は認めない。ただし、システム操作の説明にあつてはこの限りでない。
- ・プレゼンテーションは5名以内で行うこととし、業務担当者を必ず含めること。
- ・提案書等を投影するディスプレイ(75インチ)は、市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン、その他のディスプレイと接続するHDMIケーブル等のOA機器等は、提案者で準備し、設置すること。
- ・提案内容及び質疑応答の回答は、原則としてプレゼンテーション終了後において取消し又は変更することはできない。
- ・審査内容及び審査経過については、公表しない。
- ・受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(6) 結果通知

ア 日程 令和6年2月上旬予定

イ 方法 電子メール又はFAXにて通知する。

※審査経過に関する質問等は一切受け付けない。

5 契約

(1) 契約手続

ア 市と受託者は、大船渡市財務規則(平成11年大船渡市規則第17号。以下「財務規則」という。)に定める随意契約の手続により、改めて見積りを行い、契約を締結する。

イ 契約候補者の提案が共同提案により行われた場合には、契約候補者の代表者が当市との契約の当事者になるものとする。

ウ 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、当市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、

契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約変更

他の業務との調整に伴い、市と受託者において協議の上、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(4) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、市予算の範囲内の額とする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 資格要件を満たさない場合又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合

ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合

オ 本募集要領に違反すると認められる場合

カ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について、職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等の軽微な変更を除き認めない。

(4) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問合せ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市総務部総務課 猪股

T E L : 0192-27-3111 (内線 235)

F A X : 0192-26-4477

E-mail : ofu_soumu@city.ofunato.iwate.jp